



## 持分の譲り渡しについて

### Question

組合員から自らの持分を譲り渡し、員外の事業者を持分承継加入させたいとの相談を受けました。

持分を譲り受けて組合に加入しようとする者からも持分調整のための加入金を取ってもよいでしょうか。また、「持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する」と聞きましたが、この場合の権利義務の承継とは具体的にどのようなことをいうのでしょうか。

### Answer

持分承継加入とは、既存の組合員の有している持分を譲り受けて組合員になることで、組合員の死亡による相続加入と譲り受けによる譲渡加入とがあります。組合員が持分を譲渡するときには組合の承諾を得なければなりません。この承諾は、業務の執行に属すると考えられますので、加入の承諾の場合と同様（事業協同組合定款参考例第9条第2項）理事会で決定すれば足りるものと解されます。

譲受人が組合員以外の場合には、加入の場合に準じて取り扱う必要があります。譲受人は組合員たる資格を有する者であって、かつ、その持分を譲り受けると同時に組合に加入する意思を有していなければなりません。また、組合側は、その譲渡の承諾に当たっては、正当な理由がなければこれを拒否し、又は承諾に際して不当に困難な条件を付すことはできません。

持分調整金としての性格を有する加入金は、持分譲受加入の場合には徴収できないと考えられます。なぜならば、持分譲受加入の場合には、出資の払込手続を必要としないため、定款に定めた出資1口金額とこれに应ずる持分額との調整を行う必要が生じない（既にこの点を考慮して持分の譲渡価格が当事者間で決定されたものと考えられる）からです。

中協法第17条第3項には「持分の譲受人は、その持分について、譲受人の権利義務を承継する」と規定されています。組合員の持分とは、組合員がその資格に基づいて組合に対し請求し支払を受けるべき財産上の金額と、これを含めた組合員として有する権利義務を包括的に指す組合員たる地位ともいうべきものの二義があると解され、当第17条、第15条、第16条、第61条にいう持分は後者を意味し、第20条、第22条は前者を意味しています。したがって、法律上の持分が、いずれの意義に用いられているかは、個別的に判定が必要です。このような観点から第17条における持分を組合員たる地位の譲渡と解する限り議決権、選挙権、出資義務、定款服従義務等、組合員として当然有する権利義務も承継されるとともに持分払戻請求権又は出資払込義務も承継されます。

なお、持分の譲受加入の場合には原始加入の場合と異なり、出資払込及び持分調整金の問題が生じないのは、第17条の持分を前述のとおり解すれば、持分の譲渡は組合員の入替を意味する場合もあるため、その譲受に伴う代金（払込済出資額と持分調整金との合計）の授受は当事者間で行われ、組合と譲受人との間には関係を生じないからです。